

イスラエル・パレスチナ紛争に関する意見書

令和5年10月7日のイスラエル攻撃に端を発したイスラム組織ハマスの紛争により、イスラエル軍がパレスチナ自治区のガザ地区に対して大規模な爆撃や地上攻撃を行うなど、現在も紛争が続いています。この紛争で、人命が深刻な危機的状況に晒されるとともに、市街地に甚大な被害をもたらされており、特にガザ地区では、すでに3万5千人以上が犠牲となり、その中には子どもも多く含まれていると報道されています。

このような中、国連総会での「人道目的の即時停戦」を求める決議や、国連安全保障理事会での「即時停戦」を求める決議を通じて人道的な停戦が呼びかけられ、また、国際司法裁判所からもイスラエルに対し、パレスチナ人への集団殺害を防止するための暫定措置を命じる決定が出されているにもかかわらず紛争は続いており、犠牲者が増え続けています。

さらに、多くの避難民が身を寄せているガザ地区南部ラファでのイスラエル軍による軍事作戦の影響で、避難民が再び別の場所へ避難を余儀なくされるなど、人道状況も深刻化しています。

イスラエルとハマスの間では、停戦と人質解放に向けた提案が示されているものの、現時点で双方の合意には至っておらず、今後の進展は、未だ予断を許さない状況にあります。

本市議会は、このような状況に深い懸念を抱いており、政府に対し、次のとおり強く求めます。

1 即時かつ恒久的な停戦の実現

ハマス等パレスチナ武装勢力とイスラエルの双方に対し、即時かつ恒久的な停戦を実現するための全力を尽くすこと。紛争の収束と平和の構築に向けた積極的な役割を果たすこと。

2 国際的な支援を通じた人道状況の改善

紛争によって影響を受けた地域への国際的な支援を強化し、人道的な状況の改善に努めること。特にガザ地区などで必要な医療・食料・避難

施設などの支援を迅速かつ効果的に行うこと。

3 外交努力の強化

ガザ地区における停戦や平和構築に向けて、日本政府は国際社会で積極的な役割を果たすこと。外交努力をさらに強化し、国際世論を結集することによって、紛争の早期解決と平和の実現に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和6年6月18日

三 原 市 議 会

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

内 閣 官 房 長 官

外 務 大 臣 あて